

一宮市立小学校空調設備整備事業

事業者選定基準

平成 29 年 7 月 11 日

一宮市

【 目次 】

第 1	審査の概要	1
1	事業者選定基準の位置付け	1
2	審査方法の概要	1
3	審査委員会の設置	1
4	審査の流れ	1
5	優秀提案者の選定	3
6	優先交渉権者の決定	3
7	提案内容の位置づけ	3
第 2	資格審査	4
第 3	提案審査	4
1	提案価格の確認	4
2	基礎審査	4
3	総合評価	5

第1 審査の概要

1 事業者選定基準の位置付け

本書は、一宮市（以下「市」という。）が、一宮市立小学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業への応募を検討している事業者を対象に配布する「募集要項」と一体のものである。

2 審査方法の概要

市は、本事業にPFI手法を導入することによって、民間事業者の技術やノウハウを活かし、一斉導入による早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的としている。事業者の選定は、競争性の確保と事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、公募型プロポーサル方式によって行う。

3 審査委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。審査委員会は、応募者の提案内容に対して評価を行い、優秀提案者を選定し、市に報告する。市は、この報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、市が設置した審査委員会の委員は以下のとおり。

委員名（敬称略）	所属・役職等
◎ 奥野 信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
奥宮 正哉	名古屋大学大学院環境学研究科教授
三井 哲	名古屋学院大学商学部教授
春日井 毅	一宮市立宮西小学校長
福井 斉	一宮市副市長

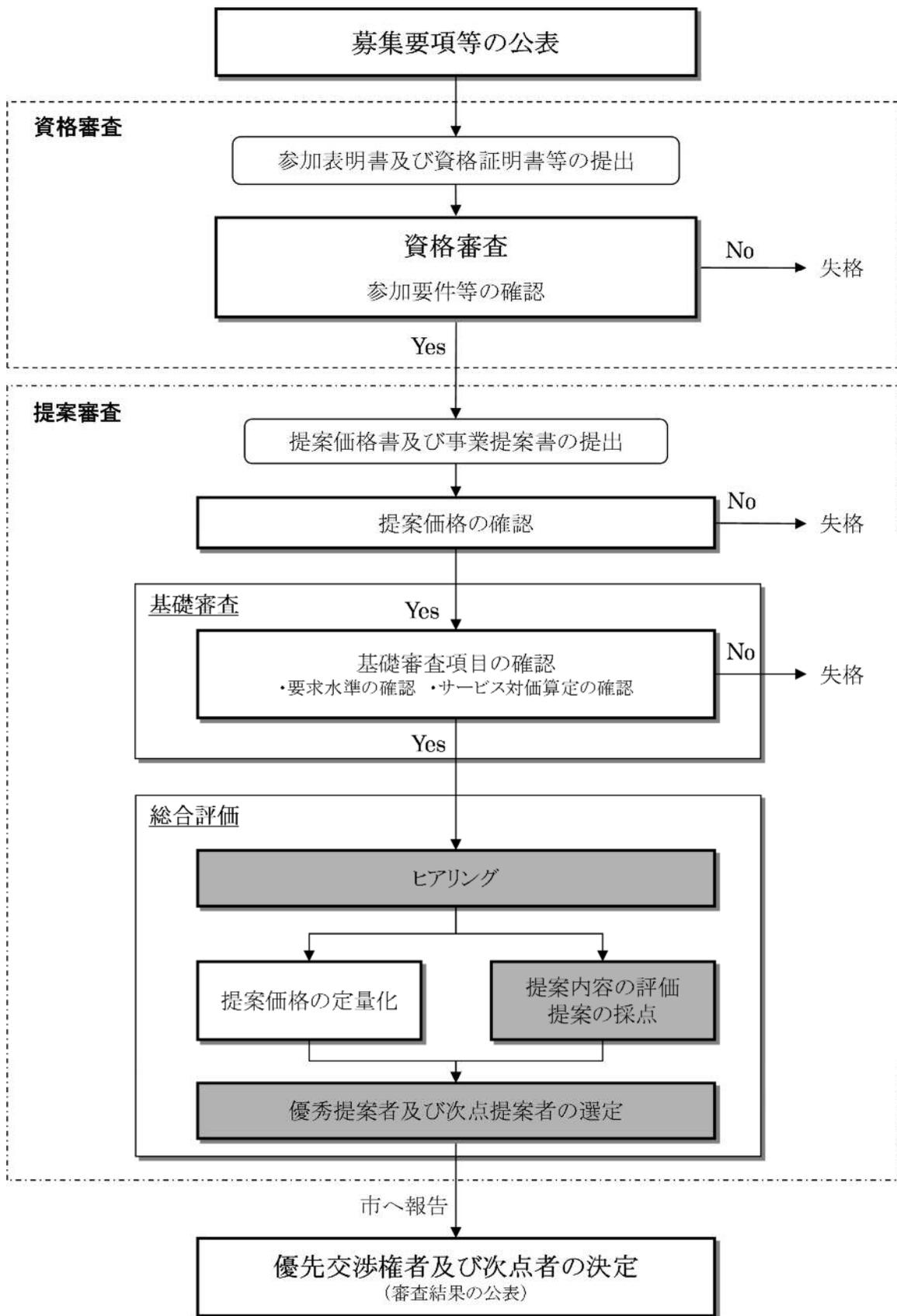
注) ◎印は委員長

4 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施し、提案価格書及び事業提案書の提出に先立って、応募者の参加資格を書類によって審査する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」によって行う。

なお資格審査の結果は、提案審査の評価には影響を与えない。

資格審査	参加要件等の確認（書類審査）
提案審査	提案価格の確認、基礎審査、総合評価



【図1 審査の流れ】

5 優秀提案者の選定

資格審査を通過した応募者から提出された提案価格書等及び事業提案書の内容について、提案審査として本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした応募者を優秀提案者、次に得点の高い提案をした応募者を次点提案者として選定する。

提案審査に進んだ応募者が1者であった場合には、当該応募者から提出された提案価格書等及び事業提案書の内容を審査し、提案価格の確認、基礎審査に合格した上で、提案内容評価の点数が50点以上であれば、当該応募者を優秀提案者として選定する。

審査委員会は、選定した優秀提案者及び次点提案者を市に報告する。

6 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会による優秀提案者選定の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定する。

7 提案内容の位置づけ

本事業は、応募時点では設計が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、空調設備の性能や仕様、施工業務・維持管理業務の具体的内容が決定される。ただし、応募者による提案内容及び審査委員会の意見の取扱いに関しては、以下の点に留意すること。

(1) 応募者による提案内容の扱い

公募型プロポーサル方式における提案内容の審査では、事業者選定基準に従い、提案された具体的な内容について得点を付与し、評価を行う。このため、優先交渉権者に選定された応募者の提案内容が、要求水準書の要求内容を上回っている場合は、提案内容が事業契約で定める業務水準となることに留意すること。

(2) 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、応募者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、優先交渉権者は審査委員会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない。

第2 資格審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への参加の可否を確認する。参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第3 提案審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書の内容を審査する。審査にあたっては、審査委員会における応募者のプレゼンテーション及びヒアリング等の実施を予定している。

なお、応募者から提出された提案価格書等及び事業提案書に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行う場合がある。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 提案価格の確認

応募者が提案価格書等に記載した提案価格が、市の設定する参考価格（募集要項を参照。）を超えていないことを確認する。

提案価格が参考価格を超えている場合、その応募者は失格とする。

2 基礎審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、その応募者は失格とする。

(1) 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。

提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

(2) 市が支払うサービス対価算定の確認

ア 応募者から提案された提案価格について、募集要項に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。

イ 市が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

3 総合評価

基礎審査を通過した応募者の提案内容について審査し、(1) 及び (2) に従い定量化する。

(1) 提案内容の評価

配点は100点とし、次の【表1 審査項目及び配点等】に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、応募者の提案内容について総合評価し得点化する。なお、得点化に際しては【表2 各審査項目の点数化の方法】に示す得点化基準により得点を付与する。

【表1 審査項目及び配点等】

(ア) 事業実施に関する項目（配点：35点）

評価項目	評価の視点	配点
事業計画（実施体制、工程等）の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっての基本方針 ・事業実施体制及び代表企業、構成企業、協力企業等の役割分担 ・事業統括機能の妥当性、業務品質確保に係る取り組みの有効性 	5
リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業におけるリスクの想定及びその対応策、事業者間でのリスク分担のあり方 	5
地域の活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制における市内業者の活用及び地域経済活性化への配慮 	10
安全で快適な室内環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な学校環境（学校生活空間、景観等）の維持に向けた基本的な考え方 	10
環境負荷低減への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減のための設備整備及び維持管理における配慮 	5

(イ) 設備整備に関する項目（配点：45点）

評価項目	評価の視点	配点
設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び施工における基本方針 ・学校教育現場という特性に配慮した設計・施工上の対応策・工夫（空調設備の設置方法、空調設備配管等の施工方法、既存設備への配慮等） ・施工時の安全性確保のための方策 ・設計・施工スケジュールの妥当性 ・設計・施工における事業者間の役割分担、実施体制 ・耐震性確保のための配慮 	20

評価項目	評価の視点	配点
空調設備の性能（快適性、操作性、安全性等への配慮）	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の性能・機能の特徴 ・学校教育現場という特性を踏まえた利便性・安全性確保の工夫 ・快適な室内環境を実現するための方策 ・教職員にとってリモコン等の操作を容易にする工夫 	20
フレキシビリティへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の汎用性・可変性に係る性能 ・故障発生や性能劣化に対する機器仕様上の配慮・工夫 	5

(ウ) 維持管理に関する項目（配点：20点）

評価項目	評価の視点	配点
維持管理計画、維持管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務における基本方針 ・維持管理体制、市や各学校との連絡・対応窓口体制 ・故障等の緊急時の対応方針・対応策 ・維持管理スケジュールの妥当性 	15
モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市への業務報告やセルフモニタリングを効果的かつ効率的に実施するための方策 ・事業期間終了時の空調設備の性能確保のための配慮 	5

【表2 各審査項目の評価基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×0.7
C	具体的に提案がある	配点×0.3
D	特に要求水準を超える提案がない	配点×0.0

(2) 提案価格の定量化方法

応募者が提示する提案価格（空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務及び維持管理業務等の総額）に、維持管理期間内の空調設備の運用に係るエネルギー

費用の総額を加えて、その合計（以下「ライフサイクルコストの総額」という。）について、次の算式により「価格点」として算出する。

最も低いライフサイクルコストの総額を提示した応募者の価格点を 100 点満点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低いライフサイクルコストの総額からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案のうち最も低いライフサイクルコストの総額}}{\text{当該応募者の提示するライフサイクルコストの総額}} \times 100 \text{ 点}$$

ただし、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入する。

(3) 優秀提案者及び次点提案者の選定

審査委員会は、事業提案書に記載された提案内容に基づいて算出した定性的審査の点数(内容点)と応募者が提示するライフサイクルコストの総額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し、順位付けを行う。

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点 200 点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【内容点】} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格点】} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array}$$

審査委員会は順位付けを行った結果に基づいて、優秀提案者及び次点提案者を選定し、市に報告する。

なお、最も高い総合評価点の者が 2 者以上あるときは、価格点の高い者を優秀提案者とし、更に価格点が高点である場合には、くじ引きにより優秀提案者を選定する。

(4) 優先交渉権者及び次点者の選定

市は審査委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定する。